

愛知県青少年保護育成条例一部改正について（平成 28 年 6 月 23 日施行）

新	第 17 条 第 1 項	保護者は、深夜（午後 11 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。以下同じ。）に、みだりに青少年を外出させないようにしなければならない。
	第 17 条の 3	何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 略 二 接待飲食等営業（風営適正化法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する営業に限る。）の客となるように勧誘すること。
旧	第 17 条 第 1 項	保護者は、深夜（午後 11 時から翌日の日出時までの時間をいう。以下同じ。）に、みだりに青少年を外出させないようにしなければならない。
	第 17 条の 3	何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 略 二 接待飲食等営業（風営適正化法第 2 条第 1 項第 2 号に該当する営業に限る。）の客となるように勧誘すること。

注：今回の改正内容の一部である条例第 17 条第 1 項の「深夜」の定義については、条例第 17 条第 2 項、同条第 3 項、第 17 条の 2 第 1 項及び同条第 2 項においても同様です。

(深夜外出についての注意義務等)	
第 17 条	保護者は、 深夜 （午後 11 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。以下同じ。）に、みだりに青少年を外出させないようにしなければならない。
2	何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで 深夜 に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
3	深夜商業施設（愛知県安全なまちづくり条例（平成 16 年愛知県条例第 4 号）第 18 条第 1 項に規定する深夜商業施設をいう。）その他 深夜 において営業する施設で規則で定めるものにおいて営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、 深夜 において当該営業に係る施設内及び当該施設の敷地内にいる青少年に対して、帰宅を促すよう努めなければならない。ただし、当該青少年が通勤又は通学の途中であると認められる場合その他青少年の健全な育成を図る上で当該青少年の帰宅を促すことが必要でないと明らかに認められる場合は、この限りでない。
(深夜営業施設への入場の禁止等)	
第 17 条の 2	次に掲げる施設において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、 深夜 においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。
一	個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる施設
二	設備を設けて客に主に図書類の閲覧、視聴若しくは聴取又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館を除く。）
2	前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、 深夜 において当該営業を営む場合は、入場しようとする者の見やすい箇所に、 深夜 における青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

※参考

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正【関係条文抜粋】

（平成 28 年 6 月 23 日施行）

新	第 2 条第 1 項第 1 号	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
旧	第 2 条第 1 項第 1 号	キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
	第 2 条第 1 項第 2 号	待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）